

農総第590-2号
令和6年9月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 鹿児島市 (46201) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 本名後西部 (内之原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年9月13日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、郡山の丸山地域と隣接する基盤整備されていない畠地が広がる地域である。
- ・硬質プラスチックハウスやビニールハウス等での果菜類や軟弱野菜の生産と畜産農家による肉用牛の生産・飼料作付が盛んに行われている。
- ・不整形な農地の集約及び農地の維持、有効活用が課題である。
- ・相続登記がされていない農地が多く、売買・貸借が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・果菜類や軟弱野菜の施設栽培及び肉用牛の生産、飼料作物の栽培を引き続き行う。
- ・中心経営体(畜産農家)は、今後も増頭等の規模拡大を考えていることから、飼料作付けの面積拡大のため、農地の集約・集積化を図る。
- ・耕作のされていない硬質ハウスの有効活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 18.93 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 18.93 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)以外の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

規模拡大を希望する農業者の農地周辺への集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地バンクへの貸し出し意向があった場合、貸借管理の容易な農地バンクによる貸借の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現状では取り組む予定はないが、可能性を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外にかかわらず農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業受託の取り組みは現在行っていないが、個人間での連携を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|-------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等の活用により電気柵の導入を進めつつ、適正な使用を行うことで、有害鳥獣侵入被害を防止する。
- ②⑨畜産の副産物である堆肥を利用し、資源循環と土づくりを図る。
- ③スマート農業の技術について情報を収集し、導入が現実的なものを検討する。
- ⑦市道、農道等の有害鳥獣や災害による被害へ迅速に対応するため、関係機関と連携を図る。